

第37回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所渋谷神泉ビル
当社 本社 2階会議室

議案

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案	役員賞与支給の件

目次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	21
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

株主各位

証券コード 8869
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置開始日) 2023年6月8日

東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所渋谷神泉ビル
明和地所株式会社

代表取締役社長 **原田 英明**

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.meiwajisyo.co.jp/corp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式/株主情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8869/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明和地所」又は「コード」に当社証券コード「8869」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2023年6月29日（木曜日）午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都渋谷区神泉町9番6号 明和地所渋谷神泉ビル 当社 本社 2階会議室 <small>（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）</small></p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 第6号議案 役員賞与支給の件
<p>4 議決権行使についてのご案内</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎改正会社法（2022年9月1日施行）により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、本招集ご通知冒頭に記載しております各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- なお、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		御中																														
○○○○○○○	株主総会日	議決権の数 XX股																														
××××年××月××日																																
<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																基準日現在のご所有株式数 XX股 議決権の数 XX股
1. _____ 2. _____ _____		ログイン用QRコード QRコード XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX XXXXX																														
○○○○○○○																																

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

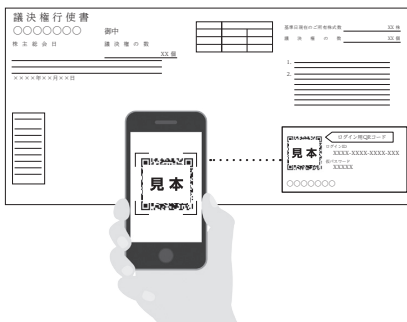
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

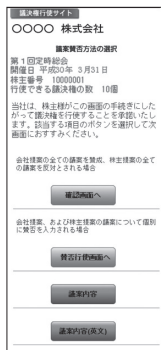
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

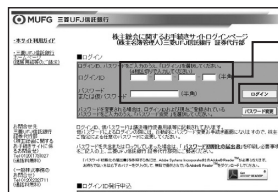


インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

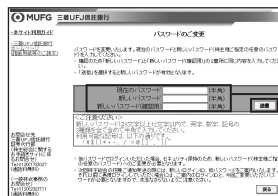
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1株につき金 45円 配当総額 1,055,145,780円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	原 田 英 明	代表取締役社長	再任
2	柿 崎 宏 治	常務取締役執行役員 開発事業本部・流通事業本部掌管 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役	再任
3	鈴 木 真	取締役執行役員 流通事業本部担当	再任
4	三 平 慎 也	取締役執行役員 開発事業本部担当	再任
5	福 眞 吉 葉	取締役執行役員 開発事業本部 開発事業本部長 (マンション事業一部・マンション事業二部・さいたま事業所担当)	再任
6	川 田 幸 司	取締役執行役員 営業本部、支店担当	再任
7	太 田 明	取締役執行役員 開発事業本部 開発事業本部長 (建設一部・建設二部・積算部・品質管理部担当)	再任
8	小 林 大 祐	社外取締役 フコー電子株式会社代表取締役社長 株式会社グリーン電子代表取締役社長	再任 社外 独立
9	中 山 正 行	株式会社HOKコンサルタント代表取締役社長	新任 社外 独立

再任 再任役員候補者 **新任** 新任役員候補者 **社外** 社外役員候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

【ご参考】取締役候補者の有する見識及び経験

本株主総会における第2号議案が承認可決された場合の、当社取締役が有する見識及び経験は以下のとおりです。

氏名	地位	企業経営	営業/ マーケティング	建築/ 品質管理	財務会計/ ファイナンス	人材開発/ 組織開発	コンプライアンス/ リスク管理	DX推進
1	原田 英明	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○
2	柿崎 宏治	常務取締役	○	○		○	○	○
3	鈴木 真	取締役		○			○	
4	三平 慎也	取締役		○	○		○	
5	福眞 吉葉	取締役		○			○	
6	川田 幸司	取締役		○			○	
7	太田 明	取締役			○		○	
8	小林 大祐	社外取締役	○	○		○	○	
9	中山 正行	社外取締役	○	○		○	○	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	<p>はら だ ひで あき 原 田 英 明 (1968年7月8日)</p>	<p>1999年 5月 当社入社 1999年 6月 当社取締役 1999年 6月 当社社長室長補佐 2000年 7月 当社マンション事業部長 2005年 4月 当社代表取締役社長（現任）</p>	700,000株
		<p>取締役候補者とした理由 2005年4月より当社代表取締役社長として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しており、強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績と経営全般に関する見識から、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	<p>かき ざき こう じ 柿 崎 宏 治 (1971年10月22日)</p>	<p>1994年 4月 当社入社 2007年 4月 当社営業推進部長 2012年 4月 当社執行役員 2012年 8月 当社執行役員マンション事業部長 2013年 6月 当社取締役執行役員 2013年 9月 当社マンション事業建設部、事業企画部、品質管理部管掌兼マンション事業建設部長 2014年 7月 当社マンション事業建設部、品質管理部担当兼マンション事業建設部長 2016年 4月 当社開発事業本部長 2018年 1月 当社名古屋支店開設準備室長 2018年10月 当社名古屋支店長 2019年 4月 当社流通事業本部担当 2021年 8月 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役（現任） 2022年 4月 当社常務取締役執行役員（現任） 2022年 7月 当社開発事業本部・流通事業本部管掌（現任）</p>	6,900株
		<p>取締役候補者とした理由 開発事業本部長、名古屋支店長等を経て2022年4月に当社常務取締役に就任し、現在は開発事業本部・流通事業本部管掌として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行い、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識から、取締役として当社の持続的な成長に資するものと判断したため、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すず き しん 鈴 木 真 (1973年8月24日)	1998年 4月 当社入社	3,700株
		2012年 4月 当社営業七部長	
		2012年 8月 当社営業部統括部長	
		2013年 4月 当社執行役員	
		2016年 4月 当社営業本部長	
		2016年12月 当社営業本部長、支店担当	
		2017年10月 当社営業本部長、営業推進本部長、支店担当	
		2018年 1月 当社営業本部、営業推進本部、支店担当	
		2018年 6月 当社取締役執行役員 (現任)	
		2021年 1月 当社営業推進本部担当	
		2021年11月 当社流通事業本部長 (ウェルスソリューション部担当)	
2022年 7月 当社流通事業本部担当 (現任)			

取締役候補者とした理由

2018年6月に当社取締役に就任し、現在は流通事業本部担当として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	み ひら しん や 三 平 慎 也 (1975年10月28日)	1998年 4月 当社入社	5,400株
		2016年 4月 当社マンション事業建設一部長	
		2017年 4月 当社執行役員	
		2018年 1月 当社開発事業本部担当 (現任)	
		2019年 6月 当社取締役執行役員 (現任)	

取締役候補者とした理由

2019年6月に当社取締役に就任し、現在は開発事業本部担当として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	ふく ま よし のぶ 福 真 吉 葉 (1977年12月13日)	2000年 4月 当社入社 2016年 4月 当社マンション事業建設二部長 2017年 4月 当社執行役員 2018年 1月 当社開発事業本部長 2020年10月 当社開発事業本部長（マンション事業部担当） 2021年 6月 当社取締役執行役員（現任） 2023年 4月 当社開発事業本部長（マンション事業一部・マンション事業二部・さいたま事業所担当）（現任）	2,000株
		取締役候補者とした理由 2021年6月に当社取締役に就任し、現在は開発事業本部長（マンション事業一部・マンション事業二部・さいたま事業所担当）として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	かわ た こう じ 川 田 幸 司 (1978年8月19日)	2001年 4月 当社入社 2012年 4月 当社札幌支店長 2014年 1月 当社営業統括部長 2014年 6月 当社執行役員 2018年 1月 当社営業本部長 2020年10月 当社営業本部、札幌支店担当 2021年 1月 当社営業本部、支店担当（現任） 2021年 6月 当社取締役執行役員（現任）	2,100株
		取締役候補者とした理由 2021年6月に当社取締役に就任し、現在は営業本部及び支店担当として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	おお 　 た 　　 あきら 太 田 明 (1960年8月4日)	2011年 4月 当社入社 2016年 4月 当社マンション事業建設一部長 2018年 6月 当社開発事業副本部長 2019年 4月 当社執行役員 2020年10月 当社開発事業本部長 (建設部・品質管理部担当) 2021年 6月 当社取締役執行役員 (現任) 2023年 4月 当社開発事業本部長 (建設一部・建設二部・積算部・品質管理部担当) (現任)	1,500株
	取締役候補者とした理由 2021年6月に当社取締役に就任し、現在は開発事業本部長 (建設一部・建設二部・積算部・品質管理部担当) として業務を推進しており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、引き続き取締役候補者としております。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	こ 　 ばやし 　 だい 　 すけ 小 林 大 祐 (1969年3月3日)	2001年 5月 ワコー電子株式会社取締役営業部長 2006年 4月 同社代表取締役社長 (現任) 2008年 4月 株式会社グリーン電子非常勤取締役 2015年 6月 当社社外取締役 (現任) 2019年 5月 株式会社グリーン電子代表取締役社長 (現任)	4,400株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を有しており、その知見と見識を活かして、当社の経営全般にわたる助言とともに、業務執行者から独立した立場で当社の経営を監督していくことが期待されており、引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	<p>※</p> <p>なか やま まさ ゆき 中山 正行 (1959年12月3日)</p>	<p>1982年 4月 野村不動産株式会社入社</p> <p>2001年 4月 野村不動産アーバンネット株式会社（現野村不動産ソリューションズ株式会社）情報開発室長（出向）</p> <p>2002年 6月 同社に転籍</p> <p>2003年 4月 同社 流通事業本部アセット営業部長</p> <p>2005年 6月 同社 取締役アセット営業本部長嘱託</p> <p>2008年 4月 同社 取締役常務執行役員</p> <p>2013年 4月 同社 取締役専務執行役員</p> <p>2014年 4月 同社 代表取締役専務執行役員</p> <p>2021年 4月 同社 取締役専務執行役員</p> <p>2022年10月 株式会社HOKコンサルタント代表取締役社長（現任）</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>不動産業界での長年にわたる豊富な実務経験を有していることから、当社の業務に対する適切な意見、助言を通じた企業価値向上に資することに加え、業務執行者から独立した立場で当社の経営を監督していくことが期待されており、新任の社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林大祐氏及び中山正行氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小林大祐氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、小林大祐氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。小林大祐氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、中山正行氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されたと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、小林大祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、中山正行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案**監査役3名選任の件**

監査役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び重要な兼職の状況等	属性
1	やまもと だいすけ 山本 大介	常勤監査役	再任 社外
2	なかむら みつる 中村 満	監査役 株式会社神奈川建設産業通信社代表取締役	再任 社外
3	ことう しょうじ 古藤 昇司	監査役	再任 社外 独立

再任 再任役員候補者

社外 社外役員候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	やま もと だい すけ 山本 大介 (1955年12月14日)	1979年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2003年 4月 同行米州営業第二部長 2008年 6月 みずほ証券株式会社執行役員投資銀行グループ担当 2011年 4月 興銀リース株式会社（現みずほリース株式会社） 常務執行役員 2015年 6月 当社常勤監査役（現任）	2,900株
	社外監査役候補者とした理由 金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	なか むら みつる 中村 満 (1935年11月25日)	1964年 4月 株式会社神奈川建設産業通信社代表取締役（現任） 1980年 4月 株式会社ナカムラトレーディング（現株式会社アレックプランニング）代表取締役 1986年 4月 当社監査役（現任）	96,000株
	社外監査役候補者とした理由 不動産業界及び建設業界において高い見識を有しており、その長年にわたる経験等を当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	こ とう しょう じ 古藤 昇 司 (1938年9月21日)	1961年 4月 代議士秘書 1990年 4月 古藤事務所開設 1996年 6月 当社監査役（現任）	39,100株
	社外監査役候補者とした理由 不動産業界及び建設業界において高い見識を有しており、その長年にわたる経験等を当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本大介氏、中村満氏及び古藤昇司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山本大介氏、中村満氏及び古藤昇司氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山本大介氏が8年、中村満氏が37年、古藤昇司氏が27年になります。
4. 当社は、山本大介氏、中村満氏及び古藤昇司氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。山本大介氏、中村満氏及び古藤昇司氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、古藤昇司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

2022年6月29日開催の第36回定時株主総会において補欠監査役に選任された田邊勝己氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
た なべ かつ き 田 邊 勝 己 （1960年11月25日）	1989年 4月 弁護士登録 2013年 7月 弁護士法人カイロス総合法律事務所代表社員（現任）	一株

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年の弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 田邊勝己氏と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。
2. 田邊勝己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田邊勝己氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。
田邊勝己氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案**退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件**

取締役義澤俊介氏及び板倉雅明氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
よし ざわ しゅん すけ 義 澤 俊 介	2013年6月 当社取締役 2022年4月 当社常務取締役（現任）
いた くら まさ あき 板 倉 雅 明	2019年6月 当社社外取締役（現任）

第6号議案

役員賞与支給の件

当事業年度の社外取締役を除く取締役8名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額122,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、本議案は相当であると判断しております。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う国内における行動制限の緩和や、水際対策の緩和によるインバウンド需要の増加により、徐々に経済活動の正常化が進みました。一方、国内では物価上昇による個人消費の落ち込み、国外では世界的なインフレや金融引き締めによる経済の停滞がリスクとなり、先行きは不透明な状況が続いています。

当社グループの主力市場である首都圏マンション市場におきましては、資材価格の高騰等により販売価格の上昇が続き、平均価格は最高値を更新しているものの、需要は底堅く推移しています。

このような環境下、不動産販売事業については、堅調な需要を背景に、販売が好調に進捗しました。また、他社との差別化を図り、高付加価値物件の開発に努めたことで、高い利益率を確保することができました。

この結果、当連結会計年度における業績については、売上高623億19百万円（前期比8.9%増）、営業利益59億41百万円（同42.5%増）、経常利益49億89百万円（同57.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益44億15百万円（同70.0%増）となりました。

	第36期 (2022年3月期)	第37期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	57,209	62,319	5,110	8.9%
営業利益	4,169	5,941	1,771	42.5%
経常利益	3,160	4,989	1,829	57.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,597	4,415	1,818	70.0%

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

・不動産販売事業

不動産販売事業におきましては、新築分譲マンション868戸（前期比5戸減）、中古マンションの買取再販114戸（同28戸増）の引渡しを行ったこと等から、売上高は556億18百万円（同9.2%増）、セグメント利益は63億34百万円（同47.9%増）となりました。

契約高は前期から38億96百万円増加し639億97百万円、期末契約残高は前期末から92億77百万円増加し621億61百万円となっています。

流通事業については、買取再販における仕入専任部署の設置により物件の仕入戸数が増加し、「新中期経営計画」における売上高計画の通り、着実に進捗しています。また、仲介店舗の新設・既存店舗の拡張移転を行い、業容が拡大しました。

・不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、売上高は10億20百万円（前期比4.9%増）、セグメント利益は5億19百万円（同15.2%増）となりました。

・不動産管理事業

不動産管理事業におきましては、売上高は53億38百万円（前期比5.9%増）、セグメント利益は3億9百万円（同6.3%増）となりました。

他社管理物件の受託営業（リプレイス）に注力し、新規管理受託戸数は前期比7.8倍の1,566戸と大きく増加しました。

・その他事業

その他事業におきましては、住設企画販売事業を中心に、売上高は3億41百万円（前期比29.1%増）、セグメント利益は1億50百万円（同63.5%増）となりました。

・今後のセグメント開示について

2024年3月期 第1四半期連結会計期間より、現状の事業体制とセグメント区分を一致させ、より明瞭な情報開示を行うため、開示セグメントの変更を予定しています。変更後の当社開示セグメントは、「分譲事業」、「流通事業」、「管理事業」、「賃貸事業」及び「その他事業」の5セグメントとなります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は4億5百万円であり、主に仲介店舗の設備に投資いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、従来どおり金融機関等からの借入及び自己資金によって充当しており、大きな変動はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第34期 (2019年度)	第35期 (2020年度)	第36期 (2021年度)	第37期 (当連結会計年度) (2022年度)
売上高 (百万円)	40,531	50,109	57,209	62,319
経常利益 (百万円)	1,058	3,007	3,160	4,989
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	496	2,721	2,597	4,415
1株当たり当期純利益	19.94円	109.32円	110.04円	188.32円
総資産 (百万円)	80,434	76,051	95,708	116,538
純資産 (百万円)	23,440	25,818	26,568	29,998

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明和管理株式会社	400百万円	100%	不動産管理事業、その他事業
明和ファイナンス株式会社	200百万円	100%	その他事業
明和ライフサポート株式会社	10百万円	100% (100%)	不動産管理事業
タケイチバリュアブル不動産株式会社	50百万円	100%	不動産販売事業、不動産賃貸事業

- (注) 1. 議決権比率の()は、間接所有割合を内数で記載しております。
2. 2023年4月1日付で当社の連結子会社である明和管理株式会社は、商号を明和地所コミュニティ株式会社に変更しております。
3. 2023年4月1日付で当社の連結子会社である明和ファイナンス株式会社は、商号を明和地所ファイナンス株式会社に変更しております。
4. 2023年4月1日付で当社の連結子会社である明和ライフサポート株式会社は、商号を明和地所ライフサポート株式会社に変更していません。

(4) 対処すべき課題

世界的なインフレや金融引き締め等による海外経済の停滞が日本経済に与える影響に注意していく必要があります。また、国内では物価上昇による個人消費の落ち込みが懸念され、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの主力市場である首都圏マンション市場におきましては、国内の金融政策に大きな変更がない限りは、住宅ローン金利は低い水準が続く見込みであり、住宅に対する需要が底堅く推移することが期待されます。

当社は2022年2月に、2023年3月期から2027年3月期までの5カ年を計画期間とした「新中期経営計画」を公表しました。本計画の達成による中長期的な成長と企業価値の向上を目指し、事業に取り組んでまいります。

本計画は、①コア事業の増強と新事業領域への展開、②株主還元強化、③SDGsを意識した企業活動の推進を主軸としています。

①コア事業の増強と新事業領域への展開

当社グループのコア事業である分譲事業、流通事業、管理事業のさらなる増強を図ります。

分譲事業については、競争が一層激化している分譲マンションの用地取得について、事業手法の多様化を推進しています。2022年8月には、横浜市が実施した価格固定プロポーザル方式による公募売却において、計画内容や当社の事業実績、財務等が高く評価され、同方式では当社として初めて事業予定者に選出されました。今後も多様なアプローチによる用地取得と顧客ニーズを捉えた商品企画を行い、選ばれる住まいづくりに注力してまいります。

重点強化事業と位置づけている流通事業については、当期中に、「明和地所の仲介」福岡店、名古屋店、吉祥寺店を新規開設し、事業拡大に伴い横浜店、上野店を移転しました。買取再販事業についても、仕入専任部署の設置により物件の仕入戸数が増加し、売上高は本計画通りに着実に進捗しています。今後も人員の増強等を戦略的にを行い、さらなる収益拡大に努めてまいります。

また、富裕層向けのウェルスソリューション事業については、順調に事業を進めており、2023年4月に2棟の引渡し完了しております。2024年3月期には、さらに2棟の引渡しを予定しており、既存事業で培ってきた当社グループの強みを活かし、今後も実績を積み上げてまいります。

管理事業については、DXを利用したマンション管理システム「kanri.online」を導入し、業務効率化や顧客サービスの向上を図っています。「kanri.online」を含めたサービス品質や顧客満足度の高さが評価され、他社管理物件のリプレイスが大きく増加し、当期末の管理戸数は計画値を上回りました。さらなるストック収益拡大に向けて、リプレイス営業に引き続き注力してまいります。

②株主還元強化

当社は、業績改善による企業価値、すなわち株主価値の向上に努め、財務体質強化のための内部留保充実と両立させつつ、安定した配当等を継続的に実施してまいります。

還元強化施策の一環として、2022年12月には、2023年3月末日時点で当社の株式を600株以上保有していただ

いている方を対象とした株主優待制度「明和地所プレミアム優待倶楽部」の新設を公表しました。また、2023年1月には配当予想の修正を公表し、当期末配当金について期初予想の1株当たり35円から1株当たり45円へ引き上げることとしました。

同年2月には配当方針の変更を行い、本計画期間中については、配当性向30%を目標とした株主還元を目指すこととしました。数値基準を導入することにより、本計画による業績の伸長に伴う継続的な還元強化に取り組んでまいります。

③SDGsを意識した企業活動の推進

当社では、2022年4月にサステナビリティ委員会を設置し、ESG等の課題の再整理を行い、社内における議論を深めています。同年6月にはサステナビリティ基本方針を制定し、当社が取り組むべき重要課題であるマテリアリティの選定を実施しました。また、当社事業における気候変動にかかるリスクと機会の分析・検討を実施し、TCFDの提言に沿った情報開示を予定しています。事業活動やCSR活動を通じて、SDGsの達成や社会課題の解決に向けた取り組みをより一層推進し、サステナブルな社会の実現を目指します。

事業活動においては、環境に配慮したマンションの開発を推進しています。2022年9月には当社で2棟目となるZEH Oriented（ゼッチ オリエンテッド）の認定を受けた「クリオ レジダンス川口幸町」の販売を開始し、好評をいただいております。今後もZEH認定取得物件の開発に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産販売事業	マンション等の開発・分譲、不動産売買仲介、買取再販
不動産賃貸事業	マンション等の賃貸、賃貸管理
不動産管理事業	マンション等の総合管理、マンション等の管理員・清掃業務
その他事業	インテリア用品及び住設機器の企画・販売、住宅ローン、広告代理業務

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

名称	所在地
明和地所株式会社	本社 (東京都渋谷区) 札幌支店 (北海道札幌市中央区) 福岡支店 (福岡県福岡市中央区) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区)
明和管理株式会社	本社 (東京都渋谷区)
明和ファイナンス株式会社	本社 (東京都渋谷区)
明和ライフサポート株式会社	本社 (東京都渋谷区)
タケイチバリュアブル不動産株式会社	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
562名 (1,117名)	39名増 (8名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
372名 (48名)	36名増 (2名増)	36.1歳	6.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,887百万円
株式会社東京スター銀行	5,035
株式会社あおぞら銀行	4,270
株式会社北陸銀行	4,237
朝日信用金庫	3,455
株式会社三菱UFJ銀行	3,182

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社である明和管理株式会社、明和ファイナンス株式会社、明和ライフサポート株式会社の商号を、それぞれ下記の通り変更いたしました。

旧商号	新商号	変更日
明和管理株式会社	明和地所コミュニティ株式会社	2023年4月1日
明和ファイナンス株式会社	明和地所ファイナンス株式会社	2023年4月1日
明和ライフサポート株式会社	明和地所ライフサポート株式会社	2023年4月1日

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 104,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,447,684株 |
| ③ 株主数 | 11,380名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社英興発	8,751千株	37.3%
野村信託銀行株式会社（明和地所株式需給緩衝信託口／2041024）	1,770	7.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	779	3.3
原田 英明	700	2.9
高杉 仁	700	2.9
高杉 純	700	2.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	489	2.0
株式会社スペース・P	400	1.7
J P モルガン証券株式会社	236	1.0
原田 耕次	200	0.8

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	原田 英明	
常務取締役執行役員	柿崎 宏治	開発事業本部・流通事業本部管掌 タケイチバリュアブル不動産株式会社代表取締役
常務取締役執行役員	義澤 俊介	経営企画本部・管理本部管掌、関係会社担当 明和管理株式会社代表取締役 明和ファイナンス株式会社代表取締役 明和ライフサポート株式会社代表取締役
取締役執行役員	鈴木 真	流通事業本部担当
取締役執行役員	三平 慎也	開発事業本部担当
取締役執行役員	福眞 吉葉	開発事業本部 開発事業本部長 (マンション事業部担当)
取締役執行役員	川田 幸司	営業本部、支店担当
取締役執行役員	太田 明	開発事業本部 開発事業本部長 (建設部・品質管理部担当)
取締役	小林 大祐	ワコー電子株式会社代表取締役社長 株式会社グリーン電子代表取締役社長
取締役	板倉 雅明	株式会社アイマックスis代表取締役
常勤監査役	山本 大介	
常勤監査役	水野 雄介	
監査役	中村 満	株式会社神奈川建設産業通信社代表取締役
監査役	古藤 昇司	

- (注) 1. 取締役小林大祐氏及び取締役板倉雅明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本大介氏、監査役中村満氏及び監査役古藤昇司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山本大介氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役水野雄介氏は、過去に当社の法務・総務部門において、長年にわたり業務に携わり、当社全般に関する豊富な経験・識見を有しております。
5. 当社は、取締役小林大祐氏、取締役板倉雅明氏及び監査役古藤昇司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度後の取締役の担当の異動 (2023年4月1日付)

氏名	異動前	異動後
義澤 俊介	常務取締役 執行役員 経営企画本部・管理本部管掌、関係会社担当 明和管理株式会社代表取締役 明和ファイナンス株式会社代表取締役 明和ライフサポート株式会社代表取締役	常務取締役 執行役員 経営企画本部・人事総務本部・経理財務本部管掌、関係会社担当 明和地所コミュニティ株式会社代表取締役 明和地所ファイナンス株式会社代表取締役 明和地所ライフサポート株式会社代表取締役
福眞 吉葉	取締役執行役員 開発事業本部 開発事業本部長 (マンション事業部担当)	取締役執行役員 開発事業本部 開発事業本部長 (マンション事業一部・マンション事業二部・さいたま事業所担当)
太田 明	取締役執行役員 開発事業本部 開発事業本部長 (建設部・品質管理部担当)	取締役執行役員 開発事業本部 開発事業本部長 (建設一部・建設二部・積算部・品質管理部担当)

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者に実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	402 (12)	256 (12)	122 (-)	23 (0)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	59 (40)	55 (38)	- (-)	3 (2)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	461 (53)	312 (50)	122 (-)	27 (2)	14 (5)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 業績連動に関する事項

当社は、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう短期の業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。業績指標は、経常利益であり、取締役の職位（経営等に対する責任の範囲）及び担当事業の実績を勘案の上で報酬額を決定しております。当該指標を選択した理由は、経常利益の成長が企業価値向上の観点から会社経営の重要な指標であると考えているためであります。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は事業報告の「直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

二. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 取締役の報酬限度額は、1996年6月20日開催の第10回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、1996年6月20日開催の第10回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額122百万円（社外取締役を除く取締役8名に対し122百万円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額27百万円（取締役10名に対し23百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）、監査役4名に対し3百万円（うち社外監査役3名に対し2百万円））。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は取締役の報酬等の額の決定に際しては、当社の業績拡大及び持続的な成長に向けて取締役のモチベーションアップを促進することで、当社の企業価値向上を図ることを基本方針とする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額報酬及び退職慰労金で構成され、月額報酬は、経済情勢の変動や関連する業界の水準等を考慮し、経営の意思決定及び担当部門の業務監督の職責の対価として報酬額を決定する。退職慰労金は、役位及び在任期間を勘案の上、定めた金額に在任中に功労等のある場合は一定の加算または減算した額で決定する。

3. 業績連動報酬等に関する方針

賞与は業績連動報酬としており、当該期の業績と取締役の職位（経営等に対する責任の範囲）及び実績を勘案の上で報酬額を決定する。

4. 非金銭報酬等に関する方針

当社は現状の報酬体系が適切であると判断しており、ストックオプション等の非金銭報酬等については導入していない。今後、これらの報酬が健全なインセンティブとして機能するための仕組みについては、必要に応じて検討していく。

5. 報酬等の割合に関する方針

当社では役員報酬として基本報酬と賞与の割合を特段、定めてはいない。今後、非金銭報酬の導入を検討していく過程において割合についても併せて検討していく。

6. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬については毎月定められた日に支給し、報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額内で決定する。賞与は、当該期の業績等を勘案した報酬額を定時株主総会に上程し、株主総会決議を得たうえで、定時株主総会後に開催される取締役会終了後に支給する。退職慰労金は、職務、在職年数等に応じた当社「役員退職慰労金規程」に基づき、具体的金額・時期及び方法等については取締役会に一任する旨の株主総会決議を得たうえで支給する。なお、社外取締役は月額報酬及び退職慰労金のみとする。

7. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、取締役会の決議を以て代表取締役に再一任することとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

8. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項なし

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長原田英明に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

チ. 社外役員が親会社及び子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小林大祐氏は、ワコー電子株式会社の代表取締役社長及び株式会社グリーン電子の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役板倉雅明氏は、株式会社アイマックスisの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村満氏は、株式会社神奈川建設産業通信社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小林 大祐	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、企業経営者としての長年の経験を活かし、企業運営の方向性や組織体制等に関する有用な助言等を適宜行っております。
社外取締役 板倉 雅明	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、不動産業界における長年の業務経験から、業務実態に即した適切な意見等を適宜行っております。
社外監査役 山本 大介	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる財務及び会計業務の経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 中村 満	当事業年度開催の取締役会16回中10回、監査役会14回中9回に出席いたしました。長年にわたる不動産業界及び建設業界での業務経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 古藤 昇司	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、監査役会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる不動産業界及び建設業界での業務経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	104,242
現金及び預金	34,147
受取手形及び売掛金	195
販売用不動産	7,015
仕掛販売用不動産	61,371
営業貸付金	401
未収還付法人税等	3
その他	1,107
貸倒引当金	△0
固定資産	12,295
有形固定資産	7,544
建物及び構築物	2,202
土地	5,170
その他	172
無形固定資産	251
ソフトウェア	59
のれん	12
電話加入権他	179
投資その他の資産	4,499
投資有価証券	1,932
繰延税金資産	1,107
退職給付に係る資産	255
その他	1,262
貸倒引当金	△59
資産合計	116,538

科目	金額
負債の部	
流動負債	44,225
支払手形及び買掛金	4,586
電子記録債務	15,448
短期借入金	8,887
1年内返済予定の長期借入金	7,649
未払法人税等	524
未払費用	232
前受金	4,250
賞与引当金	444
役員賞与引当金	122
株主優待引当金	69
その他	2,009
固定負債	42,314
長期借入金	41,321
役員退職慰労引当金	243
退職給付に係る負債	211
その他	537
負債合計	86,539
純資産の部	
株主資本	30,178
資本金	3,537
資本剰余金	5,395
利益剰余金	21,245
その他の包括利益累計額	△180
その他有価証券評価差額金	△175
退職給付に係る調整累計額	△4
純資産合計	29,998
負債・純資産合計	116,538

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		62,319
売上原価		46,663
売上総利益		15,656
販売費及び一般管理費		9,714
営業利益		5,941
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
その他	131	132
営業外費用		
支払利息	883	
その他	200	1,083
経常利益		4,989
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	45	
投資有価証券売却損	22	
減損損失	77	145
税金等調整前当期純利益		4,850
法人税、住民税及び事業税	783	
法人税等調整額	△348	434
当期純利益		4,415
親会社株主に帰属する当期純利益		4,415

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	99,793
現金及び預金	31,765
売掛金	20
販売用不動産	5,781
仕掛販売用不動産	61,377
貯蔵品	19
前払費用	206
その他	621
貸倒引当金	△0
固定資産	13,153
有形固定資産	7,015
建物	2,037
構築物	21
機械及び装置	5
車両運搬具	0
器具備品	59
リース資産	92
土地	4,790
建設仮勘定	9
無形固定資産	205
電話加入権	32
ソフトウェア	30
リース資産	142
投資その他の資産	5,931
投資有価証券	1,456
関係会社株式	1,176
前払年金費用	60
繰延税金資産	1,072
破産債権・更生債権等	14
その他	2,189
貸倒引当金	△37
資産合計	112,946

科目	金額
負債の部	
流動負債	42,393
電子記録債務	15,975
工事未払金	3,484
短期借入金	7,447
1年内返済予定の長期借入金	7,649
1年内返済予定の関係会社長期借入金	595
リース債務	44
未払金	616
未払費用	130
未払法人税等	471
前受金	4,064
預り金	1,374
賞与引当金	346
役員賞与引当金	122
株主優待引当金	69
その他	2
固定負債	42,254
長期借入金	41,321
リース債務	190
退職給付引当金	170
役員退職慰労引当金	238
その他	333
負債合計	84,647
純資産の部	
株主資本	28,474
資本金	3,537
資本剰余金	5,395
資本準備金	5,395
利益剰余金	19,540
利益準備金	579
その他利益剰余金	18,961
繰越利益剰余金	18,961
評価・換算差額等	△175
その他有価証券評価差額金	△175
純資産合計	28,298
負債・純資産合計	112,946

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		56,702
売上原価		43,530
売上総利益		13,172
販売費及び一般管理費		7,918
営業利益		5,253
営業外収益		
受取利息及び配当金	322	
その他	218	540
営業外費用		
支払利息	884	
その他	197	1,081
経常利益		4,713
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	43	
投資有価証券売却損	22	
減損損失	77	143
税引前当期純利益		4,575
法人税、住民税及び事業税	617	
法人税等調整額	△339	277
当期純利益		4,297

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

明和地所株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 和徳指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和地所株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和地所株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

明和地所株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 和徳指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和地所株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2023年5月31日

明和地所株式会社
代表取締役社長 原 田 英 明 殿

明和地所株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 本 大 介 ㊞

常勤監査役 水 野 雄 介 ㊞

監 査 役（社外監査役） 中 村 満 ㊞

監 査 役（社外監査役） 古 藤 昇 司 ㊞

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

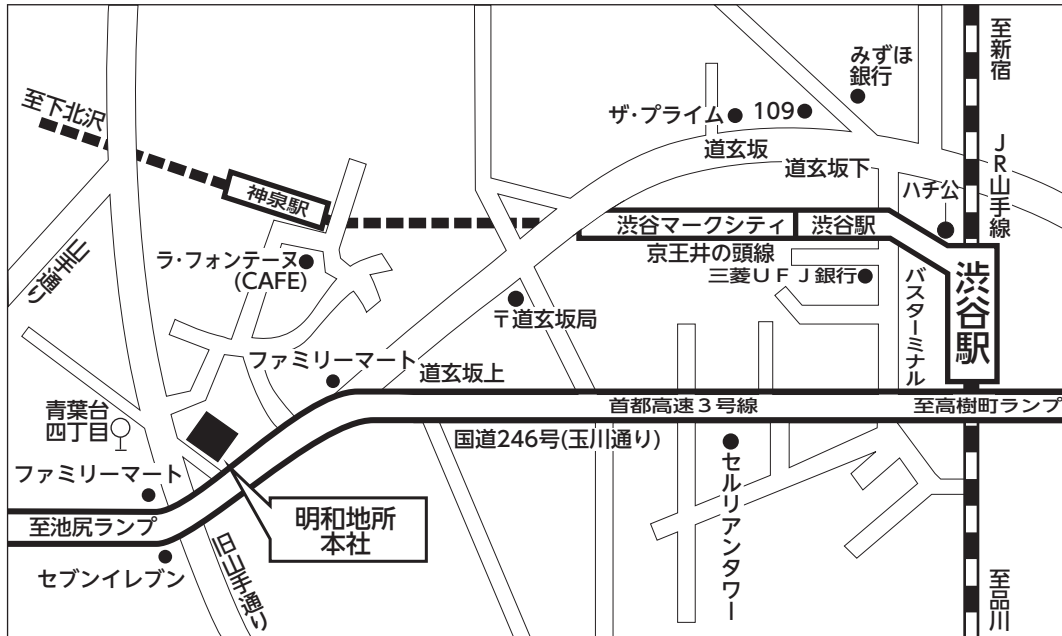
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

第37回定時株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都渋谷区神泉町9番6号
明和地所渋谷神泉ビル
当社 本社 2階会議室



◎駐車設備が充分ではありませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。